

マドリッドハイライト (Madrid Highlights) (抄訳)

2014年6月 | No. 2/2014

○加盟国情報

マドリッド議定書の第8条(7)に基づく個別手数料に関する宣言

➤ ケニア

ケニア政府は、議定書第8条(7)に基づく宣言をしたため、国際出願、事後指定又は更新の際にケニアを指定するときは個別手数料が徴収されることとなります。当該宣言は、2014年6月12日に発効します。

国際出願又は事後指定

(一区分) : 312

(追加分の区分毎) : 223

国際出願又は事後指定 (団体標章又は証明標章の場合)

(一区分) : 312

(追加分の区分毎) : 223

更新 (一区分) : 178

(追加分の区分毎) : 134

更新 (団体標章又は証明標章の場合)

(一区分) : 178

(追加分の区分毎) : 134

詳細は、Information Notice, No. 8/2014 をご参照ください。

個別手数料の額の変更

日本、ノルウェー及びフィリピンを領域指定する国際出願、事後指定又は更新に関する個別手数料について、手数料の額に変更がありました。

日本

日本における個別手数料の変更は、2014年5月10日に発効します。

国際出願又は事後指定（第一段階分）

（1区分） : 99

（追加分の区分毎） : 75

国際出願又は事後指定（第二段階分）

（区分毎） : 328

更新（区分毎） : 423

詳細は、Information Notice, No. 5/2014 をご参照ください。

ノルウェー

ノルウェーにおける個別手数料の変更は、2014年7月1日に発効します。

国際出願又は事後指定

（3区分まで） : 340

（追加分の区分毎） : 96

国際出願又は事後指定（団体標章又は証明標章の場合）

（3区分まで） : 340

（追加分の区分毎） : 96

更新（3区分まで） : 385

(追加分の区分毎) : 148

更新 (団体標章又は証明標章の場合)

(3区分まで) : 385

(追加分の区分毎) : 148

詳細は、**Information Notice, No. 9/2014** をご参照ください。

トルコ

トルコにおける個別手数料の変更は、2014年6月15日に発効します。

国際出願又は事後指定

(1区分) : 207

(追加分の区分毎) : 40

更新 (区分毎) : 202

詳細は、**Information Notice, No. 10/2014** をご参照ください。

フィリピン

フィリピンにおける個別手数料の変更は、2014年7月12日に発効します。

国際出願又は事後指定 (区分毎) : 95

更新 (区分毎) : 146

詳細は、**Information Notice, No. 11/2014** をご参照ください。

○オンラインサービス

Madrid Portfolio Manager (MPM)

MPMでは、以下の機能を利用することができます。

- ✓ 国際事務局における手続中の案件のステータスを確認
- ✓ 国際事務局との書面の送信・受信を含む全ての通信にアクセス
- ✓ 電子的な手法（E-renewal）を用いた更新手続
- ✓ 保有する国際登録に関して変更があった場合、Madrid Electronic Alert (MEA)を通じてステータスを受信
- ✓ 電子的な手法（E-Subsequent Designation）を用いた事後指定手続
- ✓ MM公式様式又は書面を国際事務局へ提出
- ✓ 何か質問があった場合のサポートチームへコンタクト

MPMを利用するにあたり、WIPOユーザーアカウント及び特定のe-mailアドレスが必要になります。詳細は、e-marks@wipo.intにお問い合わせください。

WIPO Global Brand Database

WIPOでは、世界各国のブランド情報を検索するオンラインツールとして、WIPO Global Brand Database を提供しています。

<http://www.wipo.int/branddb/en/>

当該オンラインツールを用いることにより、各国の商標、原産地名称や国の紋章や記章などを検索することができます。

注目すべき点は、新たな機能として、イメージサーチ機能が追加されたことです。当該機能により、ユーザーは、検索したいイメージをアップロードすることにより、視覚的に類似する商標やその他のブランド情報を検索することが可能になりました。

詳細な情報及びプレスリリースのビデオについては、以下をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2014/article_0007.html

イメージサーチは、無料で公衆に提供されている知的財産権データベースでは初めての機能であり、ウィーン図形分類、権利者名、権利を取得している国などの情報を検索クエリーに追加して、サーチすることも可能です。ユーザーは、検索したいロゴのイメージをアップロードし、検索することにより、15の官庁や国際機関から収集された4万件を超えるイメージの中から、類似するイメージを表示させることが可能になりました。

当該サービスを是非ご利用頂き、何か提案などございましたら、お知らせください。

Madrid Good & Services Manager (MGS)

WIPOは、韓国特許庁（KIPO）の協力を得て、2014年6月1日よりウェブサイトにおいてMGSの韓国語版インターフェースをリリースしました。現在、MGSで利用可能となっているアラビア語、中国語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ヘブライ語、イタリア語、日本語、ノルウェー語、ポルトガル語、ロシア語、セルビア語、スペイン語及びトルコ語に加え、16番目の言語のインターフェースが追加されました。

その他、MGSにおいて、以下の点が改善されております。

- ✓ アジアの言語インターフェースで一文字から検索可能
- ✓ 53,000 を超える英語の用語が検索可能（34,000 を超えるコンセプト）
- ✓ ニース国際分類のクラスヘディングを認めている国を確認可能
- ✓ 表示オプションメニューの改善
- ✓ ニース国際分類の基礎番号を表示オプションに追加
- ✓ ニース国際分類のウェブサイトに直接リンク

詳細は、Information Notice, No. 12/2014 をご参照ください。

○アウトリーチ活動

国際商標協会（INTA）年次総会 2014 年

国際商標協会（INTA）年次総会は、商標の専門家が一同に会する世界最大級の会合です。今年は、社内実務者（789名）、個人実務者（6,652）、情報提供事業者（755名）、大学関係者（90名）及び政府関係者（35カ国から200名）を含む8,606名の参加登録があり、展示ホールには137のブースが設置されました。

INTA年次総会のメインプログラムの一環として、WIPOのマドリッド制度ユーザー会合（MSUM）が、2014年5月11日（日）の11:00～14:00の日程で開催されました。当該会合では、新規加盟国（インド、メキシコ及びチュニジア）のヘッドを召集し、オンラインツールの進展を含んだマドリッド制度やハーグ制度の進展についての紹介して頂きました。また、各国官庁（中国、EU、韓国、シンガポール、米国）の代表者を招いて、各国における拒絶通報の削減方法などについて紹介がなされました。また、OAPIも将来的な加盟国として、プログラムへ参加し

ました。当該会合後は、自国においてブースを開設していなかった各国の講演者に、展示ホールの WIPO ブースにて、15:00～17:00 の時間帯で個別の質疑応答に応じて頂きました。

更に、WIPO の出張団は、3つのテーブルトピック、1つの共同セッション及び INTA 関係者やその他 NGO や各国政府との公式及び非公式を含めた数多くの会合に参加しました。また、2014年5月11日～14日の期間中、展示ホールにおける WIPO ブースにて、マドリッド制度、ハーグ制度及び WIPO 仲裁センターの専門家による個別の質疑応答にも応じました。

第 136 回 INTA 年次総会に関する WIPO による活動の詳細情報については、以下のウェブサイトに掲載されております。

www.wipo.int/madrid/en/meetings/2014/inta

2015年5月2日～6日の日程で米国サンディエゴにおいて開催予定の第 137 回 INTA 年次総会に関する情報は、開催の数ヶ月前にウェブサイトに掲載される予定です。

標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナー

WIPO は、マドリッド制度ユーザーの更なる利用促進を図るべく、研修を企画しています。標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナーについてもその一環として開催されているものです。

当該セミナーは、1996年より開催されており、マドリッド制度ユーザーが日常の実務で必要になる法的及び実務的な関心に応えるべく、制度の最新情報などをユーザーに提供するプログラムです。

当該イベントは、毎年2回（春・秋）に WIPO 本部（ジュネーブ）において開催しています。今年は、第50回のセミナーが、2014年6月19日と20日にジュネーブの WIPO 本部において開催されました。

セミナーには、産業界、社内実務家及び個人実務家（パラリーガル及び弁護士等）をはじめ、各国官庁の政府職員も含む、20カ国から44名を超える参加者がありました。

WIPO に関する会合やセミナーに関する最新の情報については、WIPO より自動送信される「E-Newsletter」からも購読することができます。購読を希望される方は、以下のアドレスから登録できます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/subscribe.html>

○マドリッド制度のポイント

マドリッド制度運用における実務例: 共通規則第12規則

共通規則第12規則に基づいて、国際出願が以下の欠陥を有している場合、国際事務局は、欠陥通報を本国官庁及び出願人（代理人）に対して送付し、欠陥に対する修正及び是正案を提示します。

第12規則に基づく欠陥通報は、指定商品又は役務が、

- ✓ 適切な区分に分類されていない場合
- ✓ 願書に提示されている区分数以上の区分が含まれている場合
- ✓ 国際分類の類番号を付していない場合
- ✓ 国際分類の類番号が誤りである場合

に通報されることとなります。

WIPOは、ニース国際分類のクラスヘディングやアルファベチカルリストの用語を根拠に、表示の修正提案などを行います。

WIPOにより欠陥通報において修正提案がなされた場合、通報から3ヶ月以内に本国官庁を通じて応答する必要がありますが、指定商品及び役務に関する区分付けの判断における最終的な責任は、WIPOが有しています。

Q1. 出願人を介入せずに、本国官庁が欠陥通報の回答をすることは可能ですか。

R1. はい。本国官庁は、出願人を介せずに、欠陥通報の回答をすることは可能です。しかしながら、欠陥通報の情報自体は、国際事務局より出願人にも送られており、期限内であれば、本国官庁と連携を図り、適切な対応を促すことは可能です。意見があるのであれば、早めに本国官庁とコンタクトを取り、国際事務局への回答前に、指定商品（役務）の区分付けに関する意見を提出することとなります。

Q2. 本国官庁が欠陥通報の提出期限内に、その回答を行わなかった（又は、回答が到達しなかった）場合、出願人が直接国際事務局に期限内に回答したのであれば、国際事務局は当該回答を考慮してくれるのでしょうか？

R2. いいえ。欠陥通報の回答は、本国官庁を通じて、確実に期限内に提出されなければなりません。国際事務局は、最初の欠陥通報から2ヶ月後にリマインダーを送ります。もし本国官庁の回答が期限内に提出されなかった場合、料金が支払われ

ているのであれば、国際事務局の提案の内容どおりで国際登録簿に記録されることとなります。

Q3. 本国官庁から提出された回答を国際事務局はどのように取り扱うのでしょうか。

R3. 国際事務局が本国官庁からの回答を受領した場合、その意見書の内容を確認の上、以下の3つのいずれかの対応を行います。

- ✓ 取下げ（本国官庁が提出した意見書により、明確化された場合）
- ✓ 修正
- ✓ 維持

上記のいずれの場合であっても、判断の結果を本国官庁及び出願人にそれぞれ送付することとなります。

国際事務局は、欠陥通報における提案を取り下げる場合であって、追加の区分の料金を支払われている際は、出願人に当該料金を返還します。出願人は国際事務局から区分の追加の提案がなされた場合に、その商品を削除する選択をすることもできます。その際は、出願人はその意思を国際事務局に示す必要があります。所定の料金が支払われ、全ての方式事項に問題がないと判断された場合には、出願の内容が国際登録が記録されます。

国際事務局が、欠陥通報における提案を修正する場合、修正が料金にも反映され、その料金が支払われることによって、国際登録簿に記録されることとなります。

国際事務局が、欠陥通報における提案を維持する場合、提示した料金の支払いを確認の上、国際登録簿に記録されることとなります。

国際事務局に対して本国官庁より何の回答もなく、更に、追加の料金の支払いもなかった場合には、国際出願は放棄されたものと判断されます。その際、国際事務局は、国際出願のために支払われた手数料について、白黒標章の登録に関する手数料に基づいて負担される基本手数料の半額にあたる手数料を差し引いた後に変換することとなります。

Q4. 手続の結果は、どのように把握することができますか。

R4. 欠陥が解消された場合、国際事務局は、その内容を国際登録簿に記録します。更に、指定締約国及び本国官庁には国際登録の通報を送付し、出願人には登録証

を送付します。また、登録の内容は、国際登録に関するWIPOの公報においても公表されることとなります。

指定商品及び役務をニース国際分類に沿って適切に区分付けするために、WIPOが提供している以下のオンラインツールをご活用ください。

NICEPub:

http://web2.wipo.int/nicepub/edition-20140101/taxonomy/?pagination=no&lang=en&mode=flat&explanatory_notes=hide&basic_numbers=show

Madrid Goods and Services Manager (MGS):

<http://www.wipo.int/gsmmanager>

○法律事項

名義人の法的性質の変更の記録

国際事務局は、MM5による名義変更又はMM9による名義人の名称変更の際に、名義人の法的性質の変更を行えるのかどうかという質問をしばしば受けます。共通規則によると、名義人の法的性質については、名称変更の手続によっては変更することはできないものと解されます。

➤ 名義人の名称変更又は名義変更の記録の請求：

国際登録の名義人の名称が変更された場合は、国際事務局に対して、150スイスフランを支払い、MM9の公式様式を用いて請求することにより、国際登録の名義人の記録の変更を行うことができます。

新たな者（自然人又は法人）が国際登録の権利者になった場合は、国際事務局に対して、177スイスフランを支払い、MM5の公式様式を用いて請求することにより、国際登録の権利者の変更（名義変更）を行うことができます。

指定締約国に対して適切な法的効果を記録するためにも、請求に際しては、名義人の名称を変更する手続なのか、若しくは、名義変更であるかを十分に注意して手続してください。

➤ 名義人の名称変更請求の際の名義人の法的性質の表示：

共通規則25規則によると、名義人の名称変更の請求に関する公式様式（MM9）では、名義人の法的性質を変更することはできないと解されています。他方、規則25(2)(b)(ii)によると、名義変更（MM5）の請求に際しては、新名義人の法的性質を表示することはできるものと解されます。

公式様式は共通規則に沿って構成されているため、マドリッド制度のユーザーはその構成を修正をすることができません。名義人の法的性質の変更の記録を請求するのにMM9の様式を用いた場合には不適切であると判断され、国際事務局によって記録されませんのでご注意ください。

また、法的性質の表記に略称などを追記してくるケース（例えば、”Stella S.p.A.”、”Societa per azioni”等を表記）もしばしば見受けられます。これについても、あくまで名称変更がなされているにすぎず、法的性質の変更が記録されているものと解されるわけではないということにご注意ください。

➤ 事後指定の際の名義人の法的性質の表示：

国際登録がなされた後は、名義人はいつでも自由に法的性質の表示を変更することができるわけではありません。MM4において法的性質を記載する欄はありますが、これはあくまで出願時に記載がなかった場合に用いるものであり、法的性質の変更のために用いられるものではありません。

出願時に法的性質を記載しているのであれば、事後指定の際にその内容を変更することはできません。

○有益な情報

マドリッド制度に関する統計情報

マドリッド制度に関する最新の統計情報については、以下のアドレスで掲載されています。出願上位国、どの区分が多く指定されているのか、出願人ランキングなど様々な情報が入手可能です。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2014/article_0002.html

詳細な統計情報をお調べになりたい場合は、以下のサイトもご利用ください。

<http://www.wipo.int/madrid/en/statistics/index.jsp?type=2>

IPに関する統計情報

WIPOにおいては、知的財産（IP）に関する各国の統計、報告書及び知財活動などの様々な情報を提供すべく、各国官庁などと協力を行っています。

IP Statistics Data Centerは、WIPOの統計情報に関するオンラインツールです。当該ツールを用いることにより、IPに関する統計情報を検索、閲覧及びダウンロードすることができます。当該サービスは、世界各国のIPに関する専門家、研究者、政策決定者向けに提供されているものです。

<http://ipstatsdb.wipo.org/ipstatv2/ipstats/patentsSearch>

IP Statistical Country Profilesは、特許、実用新案、商標及び意匠に関する情報の提供を行っているサービスです。各国毎の知的財産権に関する統計や知財活動の情報など、様々な情報を提供しています。

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/

ニース国際分類第10版の2014年バージョンの発効

商標登録のための商品及びサービスの国際分類（ニース国際分類）第10版の最新バージョンが2014年1月1日より発効しています。以下のWIPOウェブサイトです。入手することができます。

<http://www.wipo.int/classifications/en/>

詳細は、Information Notice, No. 6/2014 をご参照ください。

公式様式の改定 (MM様式)

2014年3月より、新たな様式がリリースされました。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2014/madrid_2014_4.pdf

大きな改正ポイントの一つは、改正様式におけるe-mailアドレス項目の取り扱いに関するものです。

出願人は、MM様式を提出の際に、コンタクト先にe-mailアドレスを記載することができますが、そこにe-mailアドレスを記載した場合、今後の国際事務局との通信のやりとりは全てE-mailによる電子的な通信になりました。

e-mailによる電子的な通信に関しては、既に記録されている同一のe-mailアドレスの案件に関するにも適用されることとなります。

マドリッド制度を通じた各国手続の情報

マドリッド制度を通じて手続を行った際の各国の法的及び実務的な情報に関しては、以下のアドレスによって提供されています。

http://www.wipo.int/madrid/en/members/ipoffices_info.html

これまでは英語版のみでの提供でしたが、2013年6月よりフランス語版の提供も開始されました。更に、スペイン語版の提供も開始され、現在では、マドリッド制度の運用言語である英語、フランス語及びスペイン語の3言語での提供になっています。